

長崎市農業委員会 令和3年10月総会 議事録

1 日 時 令和3年10月28日(木) 14:00 開会
16:20 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(19名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡 亜也子
平尾 政博	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀
山口 邦俊	山口 眞佐栄	山崎 実男	山脇 貞雄	

5 出席推進委員(21名)

池田 憲二	今村 秀喜	岩尾 直己	川添 孝則	城戸 利美
久保 正	柴原 恵	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭
中山 辰也	野口 弘人	野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋
増田 茂	松本 貞幸	村田美津枝	森内 悟己	森保 欣也
山下 和孝				

6 欠席推進委員(3名)

浦川 英敏 尾崎 正孝 三浦 孝路

7 出席職員

【農林振興課】 相川課長 徳重企画農政係長、末永営農指導係長
水頭技師 吉浦技師

【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事

8 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年10月農業委員会総会を開会いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、10月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員全員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山安男委員と山口眞佐栄委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山委員・山口（眞）委員（承諾）

○平尾議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、まず、付議事項1及びその他の事項1から4の5項目についての説明のため、農林振興課の職員の皆様に出席いただいております。時間の都合もございますので、先にこちらの議案の審議及び項目の説明をお願いし、その後、残りの議案の審議に進みたいと思います。それでは私の方から皆様にご紹介をさせていただきます。農林振興課の企画農政係長です。営農指導係長です。本日はよろしくお願いいたします。それでは、付議事項1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見聴取について」、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課企画農政係長 それでは、第1号議案について説明をさせていただきます。議案の1ページをご覧ください。中ほどに記載してありますが、理由のところ、農業経営基盤強化促進法の第6条第4項及び施行規則第2条の規定により、市町村は農業委員会の意見を聴く必要があるため、議案を提出させていただくものです。次の2ページには依頼文書、3ページには回答様式をお示ししております。内容につきましては、別添資料をお配りしておりますので、別添資料を用いて説明をしたいと思います。別添資料は全部で5種類あります。

まず1つ目の資料を用いて説明させていただきます。1 概要について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法の第6条第1項に基づいて市町村が定めるものでして、各市町の農業を将来にわたり持続的に発展させていくため

の効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手の育成に向けて、どういったことに取り組んでいくのかというようなことを、記載するようになっております。そしてこれは、同法第5条第1項に基づいて都道府県が策定します「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して定める必要があります。直近では、県の基本的な方針の見直しがあった平成26年度に同様に見直しを行っているところです。今回の改正につきましても、令和3年に入りまして長崎県の基本的な方針の見直しがあったことから、長崎市においても基本構想の改正を行うこととなりました。2の主な内容になりますけれども、表の左側にはこの基本構想に定めている事項、項目を記載しておりまして、表の右側にはその内容ですとか、目標の数値、現行の数値と改正案の数値を記載しております。農業委員、推進委員の皆様のご身近なところでは、第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標のところでは、認定農業者の方に作成していただいております、農業経営改善計画の5年後の目標所得をこの構想の中で設定をしていたりですとか、あと表の一番下ですが第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の中では、農業委員会で行っていただいている農地の貸し借りの際の利用権設定に係る各種業務の手順を記載しているというような内容になっております。

次に今回改正をしようとしている箇所や内容について簡単にご説明をしたいと思います。資料の3の主な改正内容の解説の部分になりますけれども、第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標の3、農業経営の将来計画の部分になります。恐れ入りますが、ここで併せて2つ目の資料、改正案の2ページをお開きください。ちょうど中ほどに「年間農業所得（主たる農業者1人当たり400万円）」という部分がありますが、ここは認定農業者の方に作成していただく、農業経営改善計画の5年後の目標所得について記載している箇所になります。改正内容といたしましては、現行は、5年後の所得目標を「概ね400万円」としているところなんですけれども、改正案では、この「概ね」という文言を削除しまして「400万円」とするものです。理由といたしましては、前回見直し時の平成26年時点では、その頃の認定農業者の方の平均所得は400万円には届いておらず、達成もなかなか難しい、厳しいという状況がございましたので、「概ね」という文言を入れておりました。しかしながら、直近の令和3年10月末時点においては、認定農業者が179名いらっしゃいますけれども、その72.6パーセントの方々が、5年後の農業所得400万円以上を目標に掲げていること、かつ全体の現状の農業所得の平均も408万円ということで400万円を超えているということで、本市も県の基本方針に掲げられた主たる従事者一人当たり400万円というものへ変更を行うものです。

次に、2点目の主な変更点になりますけれども、第2、効率的かつ安定的な農業経営の指標の部分になりますけれども、こちらにつきましては、4つ目の資料でA3の新旧対照表をご参照いただきたいんですけれども、こちらは先ほどの1点目でご説明いたしました、所得400万円の達成が可能な農業経営の規模ですとか、生産方式、経営管理等のモデルケースを示したもので、表の左側が改正の案、右側が現行のものになっております。特にこの朱書きの部分が、今回の変更箇所になります。改正の理由としましては、前回改正の平成26年の時点と比較すると、営農に必要な機材、環境制御装置ですとか、自動換気装置といったような機器関係の進化といった部分の変更や追加をさせていただいていることと、

また、長崎県の営農技術部門と改めて協議をしまして、最新の営農技術基準に即した形となるようにこの表のとおりに見直しを行おうとするものです。

次に、3点目の主な変更になりますけれども、第3の1の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の部分になります。こちらは改正案の8ページをお開きください。中ほどに表がありますけれども、ここに農地中間管理事業を活用する農業者全体の耕地面積のうち認定農業者や認定新規就農者やこの基本構想の所得水準目標達成者などの担い手にどのくらいの割合の耕地面積を集めていくかという目標値になります。現行では、長崎県の集積目標と同様に90パーセントを掲げているんですけれども、令和3年の3月末の実績では、長崎県全体では66パーセント、長崎市全体では、60パーセントの集積にとどまってしまっているということから、県の方でも集積目標について見直しがありまして、令和12年までに長崎県全体で82パーセントという数値を新たな目標値とされたため、長崎市においても長崎県と同様の82パーセントという目標に見直しを行うものです。

次に、4点目の主な変更になりますけれども、第4の1利用権設定等促進事業に関する事項になりますけれども、改正案の9ページから14ページに係る部分になります。ここは、長崎市農業委員会への委任に関する規則に基づきまして、長崎市の方から農業委員会へ利用権設定等促進事業の事務が委任されていますことから、長崎市農業委員会が行うという文言へ変更しまして、役割分担の明確化を行おうとするものです。

次に5点目の変更点になりますけれども、第4の5、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項の部分です。改正案の18ページから19ページにかかる部分になりますけれども、18ページの5の(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組のイ、中長期的な取組みとしまして、定年帰農者、半農半Xなど多様な担い手の受入れを促進するため、農業協同組合によるびわ講座を実施していくなど、記載内容の見直しを行おうとするものです。

最後の変更点になりますけれども、第5、農地中間管理事業に関する事項、改正案では20ページになります。こちらにつきましては、農地中間管理事業の実施主体であります、公益財団法人長崎県農業振興公社から業務の一部委託を受けております、一般財団法人長崎市地産地消振興公社の業務内容について、これまで記載がなかったことから、現状に即した形で、新たに追記をするものであります。また、農地利用集積円滑化事業というのが、令和2年4月1日より、農地中間管理事業へ一本化されたことに伴いまして、農地利用集積円滑化事業に関する記載があった部分については削除しております。主な改正点の説明は、以上になります。

最後にこの基本構想の変更に伴うスケジュールですけれども、最後の資料をご覧ください。今年度に入りまして、この基本構想の見直し作業を行ってまいりまして、9月の末に長崎県と事前調整を行っております。その後、意見聴取という形で農業委員会や農協さんから意見を聴取をさせていただいております。今後、お聞きした意見などを基に再度調整を行って年内を目途に改定して公告を行いたいと考えております。説明は以上になります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問、ご要望はございませんか。内容は理解できましたか。

○城戸推進委員 たくさん資料がありまして、なかなか理解するのに難しいんですけども、この法律の改正は何年に一回されているのかということと、今回発足した岸田内閣において、選挙前に中小農家の育成支援という旗上げを新総理がされていることは御存じですよね。それに対して本市の今改正案がありますけれども、希望は大農家育成よりも中山間地における小規模農家の支援という形を何とか謳えないのかなと感じましたので、よろしくをお願いします。

○農林振興課課長 この構想については、法律に基づいて概ね5年ごとに変更しなければならないということで、それに先立って、県も5年ごとに方針を定めなければいけないこととなっています。それで、それに沿った形で市町も基本構想を策定するというになっています。長崎県が5月にこれを作ったものですから、長崎県下全市町、基本構想があるんですけれども、改定するというので、その時には必ず各農業委員会に、お話しをしてお意見を伺うということになっておりますので、それに基づいてお願いしております。城戸委員からお話しがありました、小規模農家と言いますか、長崎市の実態に合わせてやっているのかということですが、基本的に言うところの基本構想を何に使うかということ、認定農業者の方が今179名長崎市内にいらっしゃいます。この方というのは、必ず5年後に概ね400万円以上の経営目標を立てます。それで5年経ったら経営改善計画を見ながら市町、県、JAの職員が一緒になってまた、その後の経営目標を立てます。節目節目に皆さんと意見を交わしながら経営計画を立てていくということになります。それと、認定農業者というのは、非常に重要な位置付けでございます、皆さんと一緒に、人・農地プランの協議が進んでおりますけれども、地域の中心経営体の核となるものでございますので、そういったことで引っ張っていく役割がありますので、充分ここについては、長崎市もしっかりと取り組んでいかなければならないということで、それは、県もJAも同じなんですけれども、その大元となる基準というのが基本構想なんです。それで、概ね400万円の話ですけれども、今までの基本構想では、概ね400万円と言いますと、大体8割で320万円だったわけですが、今回は400万円以上ということになりました。というのは、先ほど担当から説明がありましたけれども、今の179名の割合を見ると、大体7割強が400万円を超えているという状況があります。平成26年当時は、そこまではいかなかったということで、そこも考慮して、概ね8割だったということです。それと、今後の目標なんですけれども、後で説明を申し上げますけれども、担い手が減っていく状況の中で、農業振興を維持するとなった時に、やはり、中核的な担い手に農地を集約する、それと経営力をつける、それと所得を上げる、というのが、やはり長崎市としましても、県下におきましても、そういった動きになっておりますので、そこは、400万円というのは、当然、長崎市内の状況を見た中で設定をしたということ、それとこの目標についても、今後の農業振興の動きの中でしっかりと位置づけをさせていただいた、そういった理由から

今回は設定をさせていただきました。当然、もう一度言いますと、長崎市の現状を見ながら、設定しているということで、ご理解いただきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長 よろしいですか。他にございませんか。先ほど城戸推進委員から岸田内閣の中小の零細農家等を育てていくという話がありましたけれども、今度あれはおそらく、多様な担い手をきちんと支援していくという形が規制改革の中で打ち出しておられるのではないかなと考えております。その辺りは、併せて農林振興課が捉えた中で、計画を立てておられるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

他にございませんか。ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、その他の事項1「第二次長崎市農業振興計画〔前期計画〕(素案)に対するパブリックコメントについて」、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課企画農政係長 それでは、その他の事項1についてご説明いたします。長崎市では、現在、令和4年度から令和7年度を計画期間とする新たな農業振興計画を策定しているところでございまして、今計画の素案がまとまったところでございます。現在その素案について、市民の方から広く意見をいただくためにパブリックコメントを実施しているところでございます。この計画の策定にあたりましては、農業振興計画の審議会という機関で議論をしていただいております。審議会のメンバーには農業委員会から推薦をいただきました、鳥越農業委員にも入っていただいております。大変感謝申し上げます。ありがとうございます。早速ですけれども、資料に基づいて説明をさせていただきます。資料の1ページをご覧ください。こちらが、第二次長崎市農業振興計画の前期計画の素案をまとめましたダイジェスト版という形になります。ページの左側をご覧ください。第1章1-1、策定の主旨ですけれども、まず、国においては令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されまして、また、長崎県においては令和3年度からの「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」が策定されまして、それぞれにおいて、今後の農業についての方向性が示されているところです。新型コロナウイルス感染症の発生による新しい生活様式への転換ですとか、田園回帰志向の高まり、SDGsへの取組み、ロボットやAI等の活用によるICT技術の進展など色々な社会情勢の変化、それから、長崎市のまちづくりにおいても、長崎新幹線やMICE施設の開業など変化を遂げています。こういった動きを踏まえながら、長崎市の農業振興計画は、長崎市の第五次総合計画をはじめとした全体計画のうち、農業分野の施策をより具体化して、長崎市の特色ですとか、背景に合わせて今後の農業の目指すべき姿とその実現方法について示したものです。第1章の1-2計画

の位置づけと計画期間につきましてですけれども、長崎市の第五次総合計画と同様に令和4年度から令和12年度までの9年間といたしまして、その内令和4年度から令和7年度の4年間は前期計画としまして、令和8年度から令和12年度までを後期計画とするものです。新たな農業振興計画の骨子なんですけれども、先行して策定しています、第五次総合計画の基本計画の骨子を踏襲いたしました基本施策、個別施策により組み立てを行っているところです。

1 ページの右側に移って第1章の2、長崎市の農業の現状のところなんですけれども、産地、担い手、地域・環境、販売・消費、の部分で記載をしているところなんですけれども、産地につきましては、長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地が分散して、その大半が急傾斜地で山腹に階段状に展開しているということ、生産量が日本一のびわの優良品種「なつたより」ですとか、長崎和牛「出島ばらいろ」を地域ブランドとした生産販売の強化に向けた取組みを推進していきまして、また「いちご」や「花」の販売額が増加傾向にありまして、新たな地域ブランドとして期待されているところでございます。担い手につきましては、令和2年度の農林業センサスにおいて農家戸数が2,343戸、10年前対比で69%、主業農家が288戸、10年前対比で56%、農業就業人口1783人、10年前対比で70%と大きく減少しているということです。農産物販売金額なんですけれども、500万円未満の農業経営体が全体の85%を占めておりますけれども、施設園芸の主要品目である「いちご」においては新規就農者が増加をしているということです。地域環境の分野につきましては、総農家が経営する耕地面積が869haで10年前対比63%と大きく減少しています。販売・消費につきましては、畜産を含む農産物販売額は、平成29年から令和元年の平均が約54.5億円とほぼ横ばいだったんですけれども、令和2年については、コロナ禍などの影響を受けまして、49.3億円というふうに減少をしております。

その下の第1章の3 長崎市の農業が抱える課題につきましては、同様の区分において記載をしておりますけれども、産地の課題といたしましては、主要な品目の高品質化や計画的な域外への出荷体制の充実、テクノロジーの進化による施設園芸の更なる高度化、補完作物の導入やスマート農業、労力支援の取組等による、産地や地域全体の所得向上策の推進の必要性、担い手の課題といたしましては、農業者の高齢化と担い手不足の深刻化により、多様な担い手の確保・育成・定着のための支援体制の充実の必要性、それから、地域・環境の課題といたしましては、耕作放棄地の増加により、実質化された人・農地プランに基づく担い手への農地集積の推進、また、有害鳥獣の集落や市街地周辺など生活環境被害の深刻化による被害対策の拡充の必要性、販売、消費の課題といたしましては、都市近郊農業のメリットを活かす、地産地消に対する意識の醸成ですとか、市内産の農産物の消費拡大のためのさらなるPR強化を上げています。資料の2ページをお開きください。第2章1、現行計画であります長崎市農業振興計画の後期計画の個別施策ごとの成果と課題及び今後の方向性について記載しております。表の左側でございますけれども、現行計画の成果といたしまして、I、地域ブランドの育成推進については、「なつたより」の植栽面積の拡大による産地育成、「長崎和牛・出島ばらいろ」の販売額の増、「イチゴ・花き」などの生産の省力化機器の導入を上げております。一方で、右側に記載している課題とい

たしましては、施設園芸を中心とした生産基盤整備の強化、経営安定に向けた補完作物の導入の推進、スマート農業技術導入による労力軽減や生産力強化、新規参入や規模拡大に必要な農地の確保を挙げています。

Ⅱですが、安心して農業を営む環境づくりを進めます、につきましては、成果として、人・農地プラン地域連携組織の設立と整備事業の実施、農地中間管理事業による担い手への農地の集積、有害鳥獣対策の推進による農業被害額の減少を挙げております。課題といたしましては、実質化された人・農地プランの実現に向けた取組み、農地中間管理事業の周知と貸借希望者の掘り起こし、生活環境被害に対応した地域ぐるみの有害鳥獣対策の強化を挙げております。

Ⅲですけれども、意欲のある農業者の育成、につきましては、成果として、認定新規就農者の増や、JA 担い手支援センターの新設などのサポート体制の充実、課題といたしましては、就農初期の経営及び施設設備等投資に係る支援、経営確立に係るサポート、移住定住希望者向けホームページや各種就農相談会等における支援制度の周知、地域受入や労力支援等の組織体制の充実をあげています。

Ⅳ、多様な主体の交流の促進による食関連産業の活性化、の成果につきましては、出島ばらいる取扱店舗の増、なつたより特選の取組みによる地域ブランドの販売力強化や食卓の日実施度の増加による地産地消の推進を、課題といたしまして、消費拡大や有利販売に向けた取組みの推進、「いちご」や「花き」などの販路拡大の支援を挙げています。

これらを受けまして、ページ左の中ほどにあります、第Ⅱ章 2、第二次長崎市農業振興計画における長崎市の農業の目指すべき姿としまして、農業の生産性の向上と、次世代を担う多様な経営体の育成を行う、「産地・担い手」の視点、安心して農業を営む環境づくりの推進を行う「地域・環境」の視点、長崎市ならではの農作物の消費拡大を行う「販売・消費」の視点の3つを柱としまして、展開をしていきたいと考えております。

その下ですけれども、第Ⅱ章 3、第二次長崎市農業振興計画の前期計画の体系ですけれども、ページ右側が現行の計画の体系になりますけれども、そこからの変更部分の記載をしております。現行計画では赤色の産地づくりとオレンジ色の人づくりが別の施策としておりましたけれども、これは密接な取組みでありますことから、新計画ではこれらを併せて、「産地・担い手」としております。

続きまして、資料の3ページになります。第Ⅲ章、個別施策と取組方針・取組内容を記載しています。ここには、新計画における個別施策、関連するSDGs、取組方針、取組内容といった施策の体系の整理をしています。個別施策のⅠ産地・担い手に関しましては、取組方針といたしまして、産地の効率性・収益性向上による経営安定の推進、多様な担い手の育成・確保、個別施策のⅡ、地域・環境に関しましては、人・農地プランに基づく農地の有効活用、営農環境の保全と地域資源の活用、有害鳥獣対策の推進、個別施策のⅢとしまして、販売・消費といたしまして、新たな販路拡大や消費拡大の推進、長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を取組方針としてしているところです。これらの取組方針それぞれに記載のような取り組みの内容を整理しております。また、それぞれの取組内容の右側には、主な取組項目を掲載しております。その中の赤字で記載している部分につき

ましては、この新しい計画で、新しく追加をしているという点でございます。上の方から施設園芸の高度化ですとか、スマート農業技術の普及推進、多様な担い手の受入れ体制の充実、人・農地プランの実質化による残すべき農地の確保、基盤整備の取組みの推進、移住支援との連携、生活環境被害対策の拡充、DMO等と連携した消費拡大、新たな生活様式に配慮したPRイベントの実施になります。

続きまして、資料の4ページをお開きください。新計画における取組指標として個別施策ごとに主なものを記載しております。その下、第IV章、主な品目別の課題と振興方策につきましては、JAとも協議を行って、今後の方策として整理しております。ページの右側になりますけれども、第V章、地域別の方向性ということで、これにつきましては、これまでに地域農業のマスタープランとしています、人・農地プランを作成して、これに基づいて推進していましたが、今後更に、農地の利用集積・集約化を一体的にしていくということで、12地区26集落で、人・農地プランの実質化の実現に向けた取組みを進めるとしています。その下の第VI章、計画の推進体制につきましては、長崎市の農業振興計画の実現に向けて、市と生産者、関連事業者・団体、国、県等、様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、連携し、実現に向けて取り組む体制を示しているものです。資料の5ページから7ページにかけては、新計画における個別施策ごとの重点的取組みを示しております。5ページが、多様な経営体が、就農しやすい支援体制の充実と育成、6ページが、人・農地プランの実質化による農業経営基盤の強化、7ページが、効果的な情報発信による消費拡大の3つを重点的な取組みとしているところです。資料の最後、8ページになりますが、今回の計画の策定に当たりましては10月20日から11月20日にかけて、パブリックコメントを実施しております。計画の素案の閲覧ですとか、提出用紙の入手につきましては、農林振興課や各地域センター、市のホームページでも入手ができるようになっておりますので、是非、素案を見ていただいて、ご意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何かご質問などございませんか。

○農林振興課長 大変説明が長くて申し訳なかったんですけれども、最後のパブリックコメントというのを今やっております、本日ダイジェスト版で4・5ページにまとめたものをお渡ししておりますが、実は長崎市のホームページを見れば、本編が約108ページほどございまして、これを集約したものが、今回のダイジェスト版になります。委員の皆さんが、ホームページを各自ご覧になれば、これがこうなんだなということがお分かりになるかと思っておりますので、よろしく願いします。

それと先ほど平尾会長からいただいたお話しがあったんですけれども、担い手をどうやって取り込んでいくのか、多様な担い手の話ですね。それはこの資料の5ページに出ています。重点的な取組みということで、多様な経営体が就農しやすい支援体制の充実と育成ということで、簡単に言うと5ページの中ほどの表の左側を見れば、就農候補者は、色々

いらっしゃるわけですね。新規参入者もいれば、農業後継者もいれば、定年帰農者もいる、企業・法人も、直売所出荷も、半農半Xというのは、定住希望で、半分農業をやりながら、という方もいらっしゃる。県外から移住される方もいる。家庭菜園をされる方もいる。そういった方々を、まず相談を受けて、それぞれのニーズにあった研修体制を組むという形で、右側が就農を目指す姿ということで、本格農家候補者から最終的には中心となる経営体に引き上げるという、そういった取組みを考えながら、担い手を取り込むような施策を今後考えていきたいということをこの計画では謳っておりますので、具体的な、かみ砕いた実施については、また各事業で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。それと6ページですね、これも皆さんが気になるころだと思っておりますけれども、各集落で、人・農地プランの実質化による取組みをしております。中ほどの表にありますけれども、人・農地プランの実質化まで、皆さんと話し合いをしながら、集落の取組方針までは作っているところです。実質化プランの実現ということで、今後、委員会のほうとしても、アンケートを取りながら、集落でどこを残さないといけないのか、確保すべき農地というのをはっきりさせるということをやっておられると思っておりますけれども、その先の話になりますけれども、小規模で基盤整備をするのか、中規模でやるのか、大規模でやるのか、そういった取組みも並行して各集落で進んでいるということがありますので、そういった取組みを一つでも二つでも叶うような取組みを進めていきたいということで、この重点的取組みの中で位置づけをしております。補足で申し訳ありませんが、以上でございます。

○城戸推進委員 農業振興計画に関連してご質問させていただきます。人・農地プランの実質化に向けて、既に3回ほど、10年後の集落の在り方について会をさせてもらう中で、一意見として、今、中山間の直払いとか、多面的機能とか補助事業を活用して、荒廃地の抑制及び鳥獣被害の防止等に努めておりますけれども、その中で区域を見直して拡大したい時に、農用地がネックになってそのままの状態では区域の編入ができないという意見が出ましたので、その辺りの農用地の見直しのスパンをお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長 農用地区域については、大きな見直しというのを多分、4、5年位前にやっているんですね。その時に全体的な話をすれば、やはり山林化している部分があるので、かなり削った経過はあります。農用地の編入については、大きな見直しを待たなくても、随時編入などの手続きはできます。例えば補助事業をやりたいという話があって、農用地区域に入っていない部分があると。当然ここの部分というのは、当然営農としてはしっかりやっているところであれば、過去の事例言いますと、農用地区域に随時変更して入れた経緯はありますので、ここは、個別に対応していきたいと思っておりますので、委員さんのところでこういったケースがあれば、是非ご相談していただければと思います。以上です。

○城戸推進委員 有難うございます。引いては、基盤整備の取組みも今考慮中ですので、個別に相談させていただきます。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「令和3年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」及び「令和3年度農作物被害調査(1回目)及び令和4年度以降の国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業調査の実施について」農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課営農指導係長 資料の1ページをお願いします。経営所得安定対策についてですけれども、前と言えば転作、平成23年度から24年度については、戸別所得補償制度、平成25年度から経営所得安定対策に事業がなっているんですけれども、中ほどに書いていますとおり、水田活用の直接支払交付金として、①なんですけれども、アスパラガス、いちご、トマト、花きを作れば、1反当り2万5千円、その他1万6千円、2万円という交付金制度になります。令和2年度の実績になりますけれども、農家の皆さん155件、交付金としては、722万円、書いておりませんけれども、面積としては長崎市内で約30haの面積が対象になっております。2ページをお願いします。この事業の業務主体は、長崎地域農業再生協議会というところが、国の交付金を受けて事業をしているんですけれども、中ほどに交付までの流れがありますけれども、実際今日の農業委員さん、推進委員さんをお願いすることになりますのが、8月から11月に書いております、作物の現地確認をお願いしたいと思います。この現地確認については、2ページの一番下に書いておりますけれども、農業委員・推進委員に皆さんには、平成26年度からお願いしているものでございます。3ページをお願いします。では、実際何を確認していただくかと言いますと、黒丸の2番目確認事項になりますけれども、要は現地で農家の皆様が申請していただいた、1作物、2申請面積が、作付けされているものとあっているかどうかを確認していただきたいと思います。4ページに現地確認簿記入例があるんですけれども、こういった各農家さんの個人ごとの資料につきましては、まだ、委員の皆さんのお手元に届いていないんですけれども、今後お送りします。送る時期は、大体11月の前半位に送らせていただいて、期間が短くて恐縮なんですけれども、3ページの一番下に書いていますとおり、半月ほどの期間になりますけれども、11月の26日までに現地確認をしたうえで、先ほどの確認簿を送っていただければと思います。次に、5ページなんですけれども、これはまだ、今の段階では案なんですけれども、11月をお願いするときには若干、筆数とかが変わっているかも知れませんが、28人の農業委員さん、推進委員さんをお願いをしたいと思えます。今申し上げました通り、農家戸数と、確認していただきます筆数につきましては、記載のとおりなんですけれども、11月上旬をお願いする時には、若干変更になる方がいらっしゃるかもしれませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

続きまして、7ページをお願いします。有害鳥獣被害対策に関することになります。例年、農作物被害調査を2回、実行組合長を通してお願いしているんですけれども、7ページに関しましては組合員、農家の皆さんへの文書になりますけれども、資料の15ページ、こういった年2回の、今回1回目ですけれども、令和3年度農作物被害調査と令和4年度以降の国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業要望調査につきまして、実行組合の方に送ってい

まずということで、会長の方あてに文書を送らせていただいておりますので、もし、地域の農業者の方等から、ご相談等がありましたら、対応をお願いしたいと思います。7 ページをお願いします。この農作物被害調査につきましては、県に報告し、国までいく被害額の算定になるんですけれども、平成20年に1億1千万円位被害があったんですけれども、皆様のご尽力によるワイヤーメッシュ柵等の設置により、令和2年につきましては、2千8百万程度の被害額となっております。加えて下のほうに②と書いておりますけれども、令和4年度以降のイノシシ防護柵ワイヤーメッシュの要望調査を、併せて実施させていただいております。これにつきましては、国庫、3戸以上が対象になるんですけれども、市の単独事業で、農作物被害の1戸でも取り組める事業があるんですけれども、もし、農家の方から相談がありましたら、できれば、農家の方につきましては、この国庫事業、3戸以上で取り組む国庫事業の方に誘導していただければと思いますので、よろしく願いいたします。ちなみに、国庫は3戸以上、土地は隣接していなくても大丈夫で、資材と柵、令和3年度からどぶ付けという形となっております。市の単独の貸与事業につきましては、農作物被害につきましては、支柱とかの資材は対象外になりまして、ワイヤーメッシュの柵のみ対象になりますので、できれば農業者の方につきましては、国庫事業への誘導をお願いします。配付につきましては、どちらも翌年、もしくは翌々年になりますので、若干国庫事業が遅れる可能性がありますけれども、そういった諸々を含めまして、国庫事業への誘導をお願いできればと思います。

次に17ページをお願いします。今年度、皆様、奄美とかでウリミバエというのはよくお聞きになっていたと思うんですけれども、ミカンコミバエというのが、長崎県内で結構発生をしております、17ページに書いておりますとおり、ミカンコミバエというのが、元々日本に生息はしていないんですけれども、今回元は東南アジア等からの風によって飛んできたのではないかとされておりまして、果菜類とか果物とかあらゆるものに卵を産み付けて、孵化して数が増えてしまうという、国が指定している重要害虫となっております。中ほどに書いておりますけれども、ひどい場合には収穫皆無となりますので、もし国が移動制限をかけるとなると、農家の方にとっては大打撃を受けるような、たかがハエですけれどされどハエ、ミカンコミバエは要注意の害虫となっております。18ページをお願いします。ミカンコミバエについては、委員の皆さんには今年の6月に一度、自治会に送付した文書を事務局からFAXなり郵送なりで送付をさせていただいているんですけれども、それ以降も確認が続いております、長崎市内では、10月22日現在で、41頭確認をされております。中ほどにありますけれども、寄生果実とあってその横に時津町4頭と書いてあるんですけれども、これは農業者の作物ではなくて、一般の方の庭木の柿に寄生したものが見つかったんですけれども、長崎市の三重地区でも確認をされております。寄生果実が確認されると、半径1kmは職員による落下果実の除去、半径2kmにつきましては、住民の方の協力で、落下果実を放置しないという措置を取っている状況でございます。19ページにつきましては、通常まん延防止対策実施のお知らせで、下のほうに写真がありますけれども、今ちょっとアナログなんですけれども、テックス板、誘殺板というものを職員が歩いて樹木につけて回ったり、8月には、山間部に有人ヘリコプターで空中防除

でこの板を散布しております。20 ページをお願いします。先ほど申し上げましたとおり、とにかくミカンコミバエは幼果といいますか、固い果実には卵を産み付けませんので、熟したり、落下した果実とか、木になって熟したままの果実は放置せずに一般のごみで出すとか、埋めるとかの対応をお願いしたいと思います。住民の方から相談があっても、そういった対応をお話しいただければと思います。21 ページにつきましては、確認された地点の半径 2 キロ圏内の方々の自治会に回覧をしていただいた資料になります。黄色の部分になりますが、先ほど申し上げましたとおり、とにかく熟した果実や落下果実は放置をせずに処分をしていただきたいと思います。と思っています。

23 ページをお願いします。先ほど、農業振興計画の重点的取組みにありましたとおり、基盤整備を推進しているわけですがけれども、実際、課長から説明がありましたとおり、大規模だったり小規模だったり各種制度を対応しながら取り組もうと考えているんですけれども、大規模と言いますが、整備後の面積で 5ha 以上、平成 20 年位に整備した三和圃場が、3ha ですので、かなりの広範囲の整備が必要になります。これは県が施行する事業なんですけれども、大規模ということは、負担割合は少ないんですけれども、中々取り組むのは難しい。しかもこの基盤整備というのが、私も少し勘違いしていた部分があるんですけれども、農地を造成、山を切って農地を作る整備ではなくて、どちらかと言えば、既存の農地の区画整理をするような形になります。今県から言われているのが、山はあまり含めないでください、ということになりますので、もしイメージとして農地造成の方であるならば、少し改めていただいて、こういった基盤整備というのが、造成ではなくて、区画整理のような、既存の農地を活用したような形で整備するのが基盤整備だということ、覚えておいていただければと思います。その面積要件の緩和については、明日要望があるんですけれども、県を通じて国にも緩和の働きかけをお願いしているところでございます。そうは言っても、長崎市の地形上、基盤整備は重要な今後取り組むべき事業とっておりますので、面積にしる、活用できる制度にしる、皆さまを初め地域の方々と話し合いを続けながら取り組んでいきたいと思っています。説明は以上です

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何かご質問は等ございませんか。

○森山委員 7 ページのワイヤーメッシュの件ですけれども、被害調査で全ての組合員が対象ということですが、実行組合長を通じてということなんです。今、実行組合が存在しないところが結構あるんですよ。当然実行組合長さんもいらっしゃらないんですけれども、そのような農家をどのようにされるのか。農業をされているんですけれども、実行組合がないところが結構あるんですよ。農協組合員としてありますけれども、正組合員だと思いますけれども、準組合員は農地がなくてもよい訳ですから。その、調査をしないとメッシュの申請ができないとか、そういうところもあるんですかね。どうふうにされるんですかね。

○農林振興課長 基本的には、私達がお願いをするときに、農事実行組合にお願いするのが基本でありますので、そういうところで今回お願いをしております。ただ、農事実行組合の実態も私達もわかっておりまして、例えば一人しかいない、なかなか存続できない、そういった話も聞いている中で言いますと、実行組合は実行組合でお願いをするんですけども、例えば農協も、有害鳥獣対策協議会のメンバーでもありますので、そういった関係機関を通じて、持てる情報については収集を重ねていきたいと、今はそういうふうを考えております。ただ、これ以外の隠れた部分については、まだ検討ができていない状況ですけれども、これ以外の分については、そういった流れで今は情報収集に努めているところです。以上です。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方は、ここで退席されます。

— 農林振興課職員退席 —

○議長 それでは、引き続き議案の審議に入ります。本日は、先ほどの第1号議案を含め、付議事項が8件ございます。第2号議案、「令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、長崎市長へ提出する意見書の内容について決定するものです。3ページをご覧ください。提出する意見書の案になります。4ページが、意見書を提出するにあたっての趣旨になりますが、内容につきましては、先月の総会及び総会の欠席者、並びに推進委員の皆様には総会終了後郵送させていただいた分から変わりはございませんので、文面の読み上げについては割愛させていただきます。5ページから9ページまでが、提出する意見書の内容になっておりまして、先月9月の総会の時及び郵送した後に、委員の皆様からいただいたご意見を基に修正を加えた部分について説明させていただきます。

まず、7ページをご覧ください。4、実質化された人・農地プランの実現に向けた取組みについての(1)の下から3行目の、「関係機関においても」以降の部分について、前回までは「関係機関においても、最後までしっかり取り組む体制を構築していただきたい」としておりましたが、今回、「関係機関においても」の次に、「実質化された人・農地プランの実現に向けて、」という文言を追記しております。同じく7ページの下段5、有害鳥獣対策についての下から3行目の、「また」以降の部分について、前回までは「長崎市単独の補助についても国と同じレベルの内容とすることについて検討していただきたい」としておりましたが、今回、「長崎市単独の補助についても」の次に「溶融亜鉛メッキ(ドブ漬)加工を行うなど」という文言を追記しております。次に、9ページをご覧ください。9、農業委員・農地利用最適化推進委員の処遇改善等についてですが、この項目について、前回ま

では、「待遇改善」としていた文言を「処遇改善」に改めております。また、前回までは、規制改革実施計画を踏まえ、委員活動の定量を把握するための国の方針として、年間180日の活動や活動強化月間を3月以上設定することが具体的に示される予定であったことから、これに沿った内容で記載しておりましたが、このことについて国へ各都道府県からの反対意見が多く出されたことにより、定量の把握方法が現時点で白紙になったことに伴い、内容を修正しておりますので、この項目については全文を読み上げさせていただきます。9、農業委員・農地利用最適化推進委員の処遇改善等について、令和3年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、現在国においては委員の活動量目標を設定し、定量を把握する方針が検討されている。農業委員会の委員は、それぞれの営農を行いながらも、実質化された人・農地プランの実現のための活動や日頃の地域の状況把握に努めているところであるが、今後、ますます委員活動の機会が増加することが予想されるため、次のことについて対応を図られたい。(1)活動が増加することに対する委員への処遇改善、委員活動の機会が増加することに対し、それに見合った報酬などの処遇改善について検討していただきたい。(2)農業委員会の予算の確保等、令和4年度の国の予算概算要求において、農業委員会に対してタブレットの導入に係る経費を計上するなど農地等利用の適正化を加速化する動きがある中、農業委員会活動を効率的に行うことができるように、必要な予算を確実に確保していただくとともに、タブレットを活用した活動の推進について長崎市、長崎県、JA等の関係機関においても連携して取り組んでいただきたい。以上が、前回から修正した部分になります。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

○議長 ありがとうございます。第2号議案については、原案のとおり決定いたします。それでは、意見書の提出につきまして、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 意見書の提出についてですが、来月11月22日月曜日の午後4時から、市役所3階の第2応接室で行う予定としております。なお、出席者については、先日21日の運営委員会で協議を行い、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、提出場所の応接室の広さ等も勘案して、運営委員のみで行うことといたしました。運営委員の皆さまには、後ほどご案内を送付する予定ですので、よろしくお願いたします。また、今後

のコロナの感染状況にもよりますが、12月又は1月の総会の場において、農林振興課ほか関係機関から出席いただき、今回の意見書に対する回答及び意見交換の場を設けたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 運営委員の皆さんは、出席方よろしく願いいたします。続きまして、第3号議案「農地台帳登載申請の承認について」ですが、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番と関連がございますので、併せて審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 第3号議案、農地台帳登載申請の承認についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。今回、1件の台帳登載申請がっております。農地に関する説明は、引き続き第4号議案1番で説明させていただきますので、本議案では経営者の就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。

申請者は、1に記載のとおり、油木町にお住まいの〇〇さんです。世帯員及び就業状況は、3に記載のとおり、本人と妻の2人で、年間の農業従事日数は合計260日として申請がっております。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、草刈機2台を所有されております。今回、農地法第3条により贈与される茂木町の農地は、現在、父である〇〇さんがビワなどの栽培・出荷を行っており、それを引き継ぐ形でビワや野菜の栽培を行うこととしており、収穫物につきましても農協へ出荷されるということです。引き続き、農地に関する部分につきましては、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、茂木町の〇〇さんが所有する、茂木町の農地4筆3,873㎡について、子である油木町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のため子へ贈与するものであり、譲受人が贈与を受け新規就農するものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇番〇と〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行することで要件を満たすものでございます。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で260日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,873㎡となり、下限面積1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、10月15日に上川満治農業委員、山口眞佐栄農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案及びこれに関連する第

4号議案1番についての説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について原案のとおり承認すること及び、第4号議案1番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案については、原案のとおり承認すること及び、第4号議案1番については、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番について、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、千々町の〇〇さんが所有する、千々町の農地1筆944㎡について、千々町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が、後継者がおらず農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、4人で350日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が5,580.52㎡となり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、10月18日に山崎実男農業委員、濱口敏夫推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案2番についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番につきましては、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、新牧野町の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆について、佐世保市の〇〇さんが宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。カリタス外海診療所の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地部分で、〇〇番〇を分筆し、住宅を建築したときの残りの農地部分となります。今回、野本さんが住宅を購入するにあたって、駐車場を確保する必要があることから、休耕地となっている申請地を、駐車場及び庭として整備する計画となっております。雨水については、現況どおり地下浸透及び自然流下となり、汚水・生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。こちらが駐車場として整備する部分となります。次が、庭として使用する部分の写真になります。立会につきましては、10月20日に鶴田安明推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き3ページをご覧ください。2番は、松崎町の〇〇さんが所有する松崎町の農地1筆について、檜山町の〇〇さんが隣接地に設置している太陽光発電設備に関連する資材置き場及び搬入用通路として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎リハビリテーションの北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。太陽光パネルは〇〇番〇に設置されておりますが、併用地として青で囲んだ同地番及び〇〇番〇に資材置場を設置し、赤で囲んだ申請地には資材置場と管理用通路を設置する計画となっております。雨水排水につきましては、転圧のみで現状のまま使用するため、地下浸透及び自然流下により側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。青で囲んだ部分が併用地で、赤で囲んだ部分が申請地になります。現地の写真がもう1枚ございます。立会につきましては、10月14日に井川義英委員、野本英世委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から第5号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、本河内4丁目の〇〇さんが所有する、船石町の農地1筆1,302㎡について、船石町の〇〇さんが3年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,703㎡となり、利用につきましては生姜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は10月18日に赤瀬孝則農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き4ページをご覧ください。本件は、小江町の〇〇さんが所有する、柿泊町の農地1筆492㎡について、秋月町の〇〇さんが2年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、927㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。柿泊総合運動公園の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は10月18日に石橋一次農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地5筆5,211㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、11,380㎡となり、利用につきましては椿の栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ペニンシュラゴルフクラブの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番、次が、〇〇番と〇〇番の写真になります。現地調査は、10月19日に平

尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第6号議案4番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地3筆4,131㎡について、大浦町の〇〇が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,726㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は10月19日に平尾政博農業委員、田中幹生推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、神浦扇山町の〇〇さんが所有する、神浦下大中尾町の農地1筆1,555㎡について、古町の〇〇が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,945㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦ダムの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は10月20日に岩永一也農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第7号議案1番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、平成30年5月に中間管理機構へ利用集積した千々町の農地3筆2,236㎡について、使用貸借により大崎町の〇〇さんへ配分する計画でございます。使用貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の6年5カ月となっております。配分後の経営面積は、11,471㎡となり、今回配分された農地ではビワの栽培を行っており

ます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は9月3日に山崎実男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第7号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第8号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第8号議案についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。表の下のほうに集計をしておりますが、申出件数が11件、合計筆数が21筆、合計面積が16,037.82㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

8ページにお戻りください。1番から順にご説明いたします。1番は、伊良林2丁目の〇〇さんが所有する矢の平2丁目の農地2筆で、面積は合計で732.91㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。瓊浦高等学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月14日に柳川八百秀農業委員をお願いしております。

続きまして2番は、神戸市灘区の〇〇さんが所有する、上戸町の農地2筆で、面積は合計1,123㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。上戸町病院の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月14日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員をお願いしております。

続きまして3番は、諫早市多良見町の〇〇さんが所有する、琴海大平町の農地3筆で、面積は5,364㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番、次が〇〇番、次が〇〇番の写真になります。現地の立会いは、10月19日に山脇貞雄農業委員をお願いしております。

続きまして4番は、茂木町の〇〇さんが所有する、茂木町の農地2筆で、面積は3,370

㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木港の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇番〇、次が、〇〇番〇の写真になります。現地の立会いは、10月15日に上川満治農業委員、山口眞佐栄農業委員にお願いしております。

続きまして5番は、三重町の〇〇さんが所有する、さくらの里3丁目の農地3筆で、面積は2,134㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇番、次が、〇〇番、次が、〇〇番の写真になります。現地の立会いは、10月14日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地2筆で、面積は35.91㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇番、次が、〇〇番の写真になります。現地の立会いは、10月14日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして7番は、八尾町の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地3筆で、面積は441㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番、次が〇〇番〇、次が〇〇番〇の写真になります。現地の立会いは、10月14日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして8番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地1筆で、面積は373㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月14日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして9番は、青山町の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地1筆で、面積は462㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月14日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして10番は、東立神町の〇〇さんが所有する、東立神町の農地1筆で、面積は419㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三菱重工(株)長崎造船所本館の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月14日に岩本隆農業委員、森内悟己推進委員にお願いしております。

続きまして11番は、愛知県豊田市の〇〇さんが所有する、畦別当町の農地1筆で、面積は1,583㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。間ノ瀬インターチェンジの西側に位置しております。次が、拡大したも

のになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、10月14日に森内悟己推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第8号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の3ページから4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、6件提出されました。続きまして、資料の5ページから6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、7件提出されました。合計19件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、10月8日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。続きまして、報告事項3「令和3年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 令和3年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会に事務局長代理として参加しましたので、主なものについてご報告します。まず、1ページをご覧ください。それでは次第の3、説明・協議の(1)農業委員会をめぐる情勢と「新たな農地利用の最適化」について、を報告いたします。2ページをご覧ください。農水省通知をめぐる情勢ですが、農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日の施行から5年が経過し、「農地利用の最適化の推進活動」の更なる取り組みを図っていく必要があることから、最適化活動に関す

る目標設定として、①推進委員等の活動日数目標を年間180日・月平均15日とし、施行日を本年10月1日からにするとの考えが示されておりました。しかし、都道府県農業会議から、「全国一律に180日活動すべきというやり方では現場は動かない」、「地域に対する思いで活動しているのに、ノルマを課すようなことは、逆に活動が低下する懸念がある」などの意見が出て、丁寧な検討と目標設定が必要との認識から、最下段になりますが、活動目標は農業委員会組織で主体的に設定することとなり、今後、農業会議を通じて、目標設定の考え方が示されるものと思われま

す。3ページをご覧ください。令和4年概算要求の内容ですが、中段になりますが、現在、農地利用最適化交付金を年額報酬として皆様に支給しておりますが、現在の成果重視の予算配分から活動重視への配分となることや、タブレットの配布について、農地の出し手と受け手の利用意向等を管理するために、推進委員の半数の台数分が予算要求されていることが報告されております。次に4ページをご覧ください。先ほど、皆様への年額報酬が成果から活動のほうに予算配分がシフトしていくことを説明しましたが、②記載の「農地を見守る活動」や「仲間への声掛け活動」のような日常活動についても、活動記録簿に記帳し、それを評価し、公表していくことで、農業委員会活動への周知と理解の増進に努めていくことも併せて報告されております。なお、交付金対象の活動にどのような活動が該当するかは現時点では未定ですが、活動重視への配分方法や活動記録簿への記帳方法などと合わせて、詳細が分かり次第、お伝えしていきたいと思

います。最後になりますが、5ページから8ページにかけて、令和3年度の県内各農業委員会の農地集積等の重点活動について、今年9月末現在の実績数値などの報告がありましたので併せてご参照ください。私からの報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「農業者年金加入推進について」農業者年金加入推進対策班から説明をお願いいたします。

○年金加入推進リーダー 農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。資料の9ページをご覧ください。本日、総会の前に農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料10ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3名の加入が目標となっております。今年度も、6地区で班体制を組み、加入目標数を各地区は各1人としております。現在、茂木地区において1名の方が加入しております。活動計画は、資料11ページから12ページの左側の計画をご参照ください。11月及び12月を強化月間として戸別訪問を予定しており、加入の見込みがある60歳未満の農業者がいれば、事務局が、加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしており

ますので、事務局へご連絡ください。また、本日、各地区の農業委員さん、推進委員さんには、50歳以下で、年間100日以上農業に従事されている未加入者の地区ごとの名簿、令和3年4月1日現在を、活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。なお、その戸別訪問の実施状況は、報告書にて事務局へ提出をお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、事務局からありますか。パンフレットは。

○農地係長 今日、農業委員・推進委員全ての皆さんにパンフレットを用意しておりますので、これを使って加入促進の活動を行っていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項5「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項6「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項5「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ご説明いたします。その他の事項の資料の1ページをご覧ください。令和3年度の目標部数は148部となっております。先月の報告以降中止の申出が1件あっており、129部、目標部数に19部足りない状況となっております。目標部数に近づきますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、その他の事項6「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」についてですが、資料の2ページ及び3ページをご覧ください。令和3年度上半期の活動記録集計表を記載しておりますのでご確認ください。なお、先ほど事務長の方からも活動について、国の方からどういう活動をなさいたいというようなことで検討されておりますので、それに伴いまして、活動記録カードも今後変更になる可能性もございますので、その時はご連絡とご説明をさせていただきます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

○森内推進委員 年金の加入推進についてなんですけれども、リストの8番の方は立岩町となっているんですけれども、立岩町に行くと琴海町に移られているんですよ。琴海町の方に引き継いだ方がいいんじゃないかと思うんですが、どうですかね。

○農地係長 今お配りしているリストで、移動があつてる分があるということですよ。そこは確認をさせていただいて、移動している先の人の方に引き継ぎを行いたいと思いますので、後でもう一度教えていただければと思います。

○議長 他にございませんか。

○岩本委員 報告なんですけれども、人・農地プランの集落会議ということで、10月21日の6時から8時まで会議を行いました。要望ということで、旧長崎市は段々畑が多いんですよ。それで農道を作りたいという要望がかなりあったんです。そして農林振興課の人とも話しをしまして、200万円位出せるかなと話をしていたんですけれども、簡単にいかないようです。ということで会議を開きました。以上です。

○議長 ありがとうございます。お疲れ様でした。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項7「令和3年11月、12月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料の最後のページをご覧ください。まず11月の行事予定ですが、2日火曜日、長崎県農業会議農業委員会活動推進検討幹事会に事務局長が出席予定です。4日木曜日、人・農地プランの実質化の推進に係る旧市北部集落会議がJA長崎せいひ西浦上支店で開催予定です。こちらについては、大半の所が昨年度に実質化に係る集落会議が終わっていたんですけれども、コロナの関係でできなかった集落、主に旧長崎、茂木の千々、宮摺、式見と手熊ですね。という所で先週の火曜日から各地区の集落会議が始まっておりますので、担当の委員の方は引き続きよろしくをお願いいたします。9日火曜日、女性の農業委員初任者委員のための研修会に3名の委員の方が出席予定です。10日水曜日が、長崎県農業会議常設審議委員会に平尾会長が出席される予定です。22日月曜日、14時から運営委員会、その後、本庁3階第2応接室にて、16時から先ほど議決をいただきました、意見書の提出を行う予定としております。29日月曜日が農委だより編集会議、遊休農地対策検討委員会、農業委員会総会を開催し、その後、延期になっておりました長

岐阜県農業会議主催の地区別研修会が開催される予定となっておりますので、長時間になりますが、よろしくお願ひします。

次に、12月の行事予定については、記載のとおりですのでご確認ください。以上で11月、12月の行事予定のお知らせについては以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで10月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦勞様でした。